

その他流動資産

その他流動資産は、通常の流動資産以外の勘定区分か、通常の流動資産であるが

金額が僅少なものは、この「その他」の区分に含めます。

資産総額の100分の1を超えるものは、独立した区分表示をしなければなりません。

100分の1を超えないものは、その他流動資産でもかまわないという事です。

しかし、一般的な科目は僅少でも独立した科目で表示した方が好ましいと考えます。